

企业“吹哨人”制度初探

2019 年 09 月 06 日, 国务院颁布了《关于加强和规范事中事后监管的指导意见》(以下简称“《指导意见》”), 明确提出: 建立“吹哨人”、内部举报人等制度¹, 对举报违法违规行为 and 重大风险隐患的有功人员予以重奖和严格保护。“吹哨人 (whistleblower)”一词起源于英国, 警察在发现有罪案发生时吹哨子以引起同事和民众注意, 现在通常指对违法违规行为进行举报的内部知情人。《指导意见》是中国首次在国务院层面规定并部署“吹哨人”制度, 这表明中国政府希望建立相关的制度, 鼓励知情人举报、检举违法违规行为, 以此发挥社会监督作用、形成协同监管格局。

■ “吹哨人”制度的法律探索:

在此之前, “吹哨人”制度不仅在中国的其他法律、法规有雏形, 而且在相关领域已经在探索、推行, 例如:

- 劳动法领域:《劳动合同法》第 79 条规定: “任何组织或者个人对违反本法的行为都有权举报, 县级以上人民政府劳动行政部门应当及时核实、处理, 并对举报有功人员给予奖励。”
- 反垄断法、反不正当竞争法领域:《反垄断法》第 38 条规定“对涉嫌垄断行为, 任何单位和个人有权向反垄断执法机构举报。反垄断执法机构应当为举报人保密。”《反不正当竞争法》第 16 条规定: “对涉嫌不正当竞争行为, 任何单位和个人有权向监督检查部门举报, 监督检查部门接到举报后应当依法及时处理。……监督检查部门应当向社会公开受理举报的电话、信箱或者电子邮件地址, 并为举报人保密。对实名举报并提供相关事实和证据的, 监

企業の「ホイッスルブロー」制度についての考察

2019 年 9 月 6 日, 国务院は「事中・事後監督管理の強化及び規範化指導意見」(以下「指導意見」という)を公布し、「ホイッスルブロー」、内部通報者等の制度を構築し¹、法律法規違反行為及び重大な潜在的风险を通報した功労者を大いに奨励し、且つ厳格に保護することを明確に提起した。「ホイッスルブロー (whistleblower)」という言葉はイギリスを起源としており、警官が事件を発見した際に警笛を吹き、同僚や周りの人々の注意を引いたことに由来するものだが、現在は、通常、法律法規違反行為を通報する内部不正を知る者を指す。「指導意見」は、中国で国务院レベルで最初に制定され且つ方針として示された「ホイッスルブロー」制度であり、係る制度を構築し、不正を知る者による法律法規違反行為の通報、告発を奨励することにより、監視社会化を進め、共同で監督管理する局面を形成させたいという中国政府の姿勢を示している。

■ 「ホイッスルブロー」制度の法的側面からの探究:

これまで、「ホイッスルブロー」制度は中国の法律、法規において骨組みができていくだけでなく、すでに係る分野において、例えば以下のような探求と推進が行われている。

- 労働法分野:「労働契約法」第 79 条によれば、「いずれの組織又は個人も本法に違反する行為に対し通報する権利を有し、県レベル以上の人民政府の労働行政部門は遅滞なく事実確認と処理を行い、通報した功労者には奨励金を与えなければならない。」と規定している。
- 独占禁止法、不正競争防止法分野:「独占禁止法」第 38 条によれば、「独占の疑いのある行為に対して、いずれの組織及び個人も独占禁止法執行機構に通報する権利を有する。独占禁止法執行機構は通報者のために秘密を保持しなければならない。」と規定しており、「不正競争防止法」第 16 条によれば、「不正競争の疑いのある行為に対して、いずれの組織及び個人も監督検査部門に通報する権利を有する。監督検査部門は通報を受けた場合、法に依拠して遅滞なく処理しなければならない。……監督検査

¹ 《国务院关于加强和规范事中事后监管的指导意见》第 5 条第 16 款: 发挥社会监督作用。建立“吹哨人”、内部举报人等制度, 对举报严重违法违规行为和重大风险隐患的有功人员予以重奖和严格保护。畅通群众监督渠道, 整合优化政府投诉举报平台功能, 力争做到“一号响应”。依法规范牟利性“打假”和索赔行为。培育信用服务机构, 鼓励开展信用评级和第三方评估。发挥会计、法律、资产评估、认证检验检测、公证、仲裁、税务等专业机构的监督作用, 在监管执法中更多参考专业意见。强化舆论监督, 持续曝光典型案例, 震慑违法行为。

¹ 「事中・事後監督管理の強化及び規範化に関する国务院の指導意見」第 5 条第 16 項: 社会の監督の役割を發揮させる。「ホイッスルブロー」、内部通報者等の制度を構築し、重大な法律法規違反行為及び重大な潜在的风险を通報した功労者を大いに報奨し且つ厳格に保護する。大衆による監視ルートを確認し、政府苦情申立・通報プラットフォーム機能の統一化、最適化を行い、「一つの電話番号による応答」が実現できるよう尽力する。法に依拠して利益の取得を目的とした「偽物摘発」及び賠償請求行為を規範化する。信用サービス機構を育成し、信用格付け及び第三者評価の展開を奨励する。会計、法律、資産評価、認証検査検測、公证、仲裁、税務等の専門機構の監督役としての役割を發揮させ、監督管理、法執行の過程において、さらに多くの専門性の高い意見を参考にする。世論による監督を強化し、典型的な事案を持続的に開示し、違法行為を畏怖させる。

监督检查部门应当将处理结果告知举报人。”

- 証券、金融法領域：[《証券期貨違法規行為舉報工作暫行規定》](#)第3條規定：“舉報人可以通過証券期貨違法線索網絡舉報系統、信函方式，向舉報中心舉報有關個人或單位涉嫌違反証券期貨法律和行政法規的行為。”第9條及第12、13條還規定了嚴格保密舉報人的身份信息并可按照罰沒款的一定比例獎勵舉報人等。
- 此外，2019年11月，市場監管總局制定出台的[《市場監督管理投訴舉報處理暫行辦法》](#)第24條規定：“鼓勵經營者內部人員依法舉報經營者涉嫌違反市場監督管理法律、法規、規章的行為。”同時第15條規定“不是為生活消費需要購買、使用商品或者接受服務”進行的投訴，市場監管部門“不予受理”（這意味著過去以“打假”為名實施的惡意投訴、舉報、索賠將得不到支持）。

除對上述相關領域已有立法規定建立“吹哨人”制度外，針對企業內部的合規管理，也有相應的舉報制度，例如：

- 針對上市公司頒布的[《企業內部基本控制規範》](#)第43條規定：“企業應當建立舉報投訴制度和舉報人保護制度，設置舉報專線，明確舉報投訴處理程序、辦理時限和辦結要求，確保舉報、投訴成為企業有效掌握信息的重要途徑。”
- 針對企業內部的會計行為，[《中華人民共和國會計法》](#)第30條規定：“任何單位和個人對違反本法和國家統一的會計制度規定的行為，有權檢舉。收到檢舉的部門有權處理的，應當依法按照職責分工及時處理；無權處理的，應當及時移送有權處理的部門處理。收到檢舉的部門、負責處理的部門應當為檢舉人保密，不得將檢舉人姓名和檢舉材料轉給被檢舉單位和被檢舉人個人。”

可見，“吹哨人”制度目前在一些重點監管領域已經具備相應的法律依據，但是，這些法律、法規較為原則，目前中國還沒有一部像日本的《公益通

部門是通報受理するための電話番号、郵便受け又は電子メールアドレスを社会に向けて公開し、且つ通報者のために秘密を保持しなければならない。実名で通報し、係る事実と証拠を提供した者に対しては、監督検査部門は処理結果を通報者に告知しなければならない。」としている。

- 証券・金融法分野：[「証券先物法律法規違反行為通報作業暫定規定」](#)第3條では、「通報者は証券先物違法情報オンライン通報システム、書簡といった方式により、係る個人又は組織の証券・先物に関する法律及び行政法規に違反する疑いある行為を通報センターに通報することができる。」と定められており、第9條及び第12、13條では、通報者の本人情報について厳格に秘密保持し、且つ過料として没収した金額の一定比率をもってして、通報者を奨励する等ができるとも規定している。
- また、2019年11月に、市場監督管理総局が制定し公布した[「市場監督管理苦情申立・通報処理暫定弁法」](#)第24條では、「経営者内部の者が法に依拠して経営者の市場監督管理法律法規・規則違反の疑いのある行為を通報することを奨励する。」とされており、また第15條の規定では、「暮らしのための消費を目的として購入し若しくは使用したのではない商品、又は受けたサービス」について苦情を申し立てる場合、市場監督管理部門は「受理しない」とされている（つまり、過去において「偽物摘発」の名のもとに実施されていた悪意ある苦情申立、通報、賠償請求は支持されなくなる）。

上記した分野において、法により「ホイッスルブLOWER」制度の構築が定められているほか、企業内部のコンプライアンス管理に対しても、例えば以下のような係る通報制度が設けられている。

- 上場会社を対象に公布された[「企業内部基本ガバナンス規範」](#)第43條によれば、「企業は通報・苦情申立及び通報者保護制度を構築し、通報専用ホットラインを設置し、通報・苦情申立の処理手順、処理期限及び処理完了の要求を明らかにし、通報・苦情申立を企業が情報を有効に把握するための重要なルートになるよう確保しなければならない。」とされている。
- 企業内部の会計行為については、「[中華人民共和國會計法](#)」第30條によれば、「いずれの組織及び個人も、本法及び国家統一の会計制度の規定に違反する行為を告発する権利を有する。告発を受けた部門が処する権利を有する場合、法に基づき職責分担に応じて遅滞なく処理し、処理する権利を有しない場合、処理する権利を有する部門に遅滞なく移送して処理を求めなければならない。告発を受けた部門、処理を担当する部門は告発者のために秘密を保持し、告発者の氏名及び告発資料を告発された組織及び告発された個人に伝えてはならない。」と規定している。

つまり、「ホイッスルブLOWER」制度に関して、現在、一部重要な監督管理分野においては、係る法的根拠が整備されているが、これらの法律、法規は原則的なもの

报者保护法》一样的、从程序上、实体上提出切实可行方案并予以法律保障的实施法案。建立“吹哨人”制度，还有待政府、企业以及其他各类机构的不断摸索、尝试和实践。

■ 对企业的建议：

事实上，中国的不少企业、尤其是一些大型的跨国企业已经开始在内部设立“吹哨人”制度，进行有益的尝试和实践。在企业的合规管理实践中，“吹哨人”通常是启动企业合规管理措施的首要环节，通过“吹哨人”的投诉、举报，企业开始对相关不当行为进行调查并采取相应的应对措施。因此，企业作为市场监管的参与者，应当对建立、健全“吹哨人”制度予以关注和重视。通常，在“吹哨人”制度的试验和实践中，需要注意以下几方面：

一、设置合理的举报途径

一些企业通过设置专门的举报电话、信函邮箱、电子邮箱等，由专门的法务部门或合规部门管理、负责接待举报投诉人员，或者设置“总经理接待日”、开设“总经理信箱”等方式，由总经理直接负责接待内部员工对企业内违法违规行为的举报。但实践证明，知情人往往因为对企业内部管理部门的公正性、中立性、保密性持有怀疑，担心被打击报复等，导致不敢举报、不愿举报。为解决这一问题，已有不少企业、尤其是一些集团型的大中型企业选择委托律师事务所、会计师事务所等专业的第三方机构，由公司总部的股东会、董事会或者监事会直接授权第三方机构作为接待知情人举报的“窗口”，在该等机构设置专门的举报电话、举报邮箱，并由专门的应对人员进行管理、接待举报人，对举报事实进行专业的甄别、调查，协助企业作出应对处理。由第三方专业机构负责应对举报，相对更容易获得举报人的信任，也能及时为企业提供建设性的应对意见或建议，帮助企业及时采取应对措施，因而此种方式日益获得了企业的认可，成为企业合规管理体制中重要的举措。

二、采取专业的甄别和调查措施、迅速核实相关事实

企业负责管理和接待举报的部门或机构（以下简称“合规责任人”）接到举报后的首要问题是如何甄别被举报的事实是否存在、以及是否开展调查、如何开展调查。通常，开展甄别和调查需要注意以下方面：

であり、今のところ、中国では、日本の「公益通報者保護法」のような、手続上、実体上、実行可能性のある方案及び法律で保障される実施法案はまだなく、「ホイッスルブローワー」制度を構築するためには、政府、企業及びその他各機構において引き続き模索し、試行し、実践を重ねていく必要がある

■ 企業へのアドバイス：

実際には、中国の多くの企業、とりわけ大手の多国籍企業では、すでに内部で「ホイッスルブローワー」制度の構築に着手し、試行又は実践を進めている。企業のコンプライアンス管理の実践において、通常、「ホイッスルブローワー」は企業コンプライアンス管理措置を講じるうえでの最も重要な一環であり、「ホイッスルブローワー」による苦情申立、通報をきっかけに、企業は係る不正行為に対する調査を開始し、しかるべき対応措置を講じる。従って、企業は市場監督管理の関与者として、「ホイッスルブローワー」制度の構築及び健全化に注意を払い、重要視しなければならない。通常、「ホイッスルブローワー」制度の試行と実践においては、以下の方面に注意する必要がある。

一、合理的な通報ルートを設置すること

専用の通報電話、投書箱、電子メールボックス等を設置して、専門の法務部門又はコンプライアンス部門がこれらを管理し、通報者に対応し又は「総経理が相談を受ける日」、「総経理メールボックス」等の方式を通じて、総経理が直接に内部の従業員と向き合い、企業内部に存在する法律法規違反行為に関する通報を受けている企業もある。しかし、実践では、不正を知る者は企業内部管理部门の公正性、中立性、守秘性に疑念を抱き、報復を懸念し、通報を躊躇い、通報したくないことが多い。この問題を解決するため、多くの企業、とりわけ大手グループ企業では法律事務所、会計士事務所等の専門家である第三者機構を起用し、本社の株主会、董事会又は監事会が直接、第三者機構に権限を与え、不正を知る者からの通報を受け付ける「窓口」として、専門の通報電話、通報電子メールボックスを設置し、専ら通報に対応する者がこれらを管理し、通報者に対応し、通報事実について専門家としての判断、調査を行い、企業が対処するうえで協力している。専門家である第三者機構が通報対応を担当すると、相対的にみて、通報者から信頼されやすく、企業が速やかに対応措置を講じるうえでの建設的な対応意見又はアドバイスを速やかに提供できることから、このような手法は日増しに企業に認められ、企業コンプライアンス管理体制における重要な措置となっている。

二、専門家による判別及び調査措置を講じ、速やかに事実確認を行うこと

企業における通報管理・受付担当部門又は機構（以下「コンプライアンス責任者」という）が通報を受けた後、率先して考えなければならない問題は、通報されたことが事実であるかどうかをどのように判別するか、調査を展開するか否か、どのように調査を展開していくかである。通常、判別及び調査においては以下のポイントに注意しなければならない。

1. 尽可能从举报人处获得相关的证据或者证据线索；
2. 根据举报人提供的证据或证据线索进行分析、鉴别，包括对被举报人的违法、违规行为的严重程度、可能导致的后果等进行专业的分析；
3. 制定合法、可行的调查方案，采取相应的调查措施，搜集、固定相应的证据；
4. 对调查获得的证据进行专业分析，对相关行为是否构成违法、违规或者是否构成刑事犯罪，作出定性的结论，对相关行为的危害程度作出定量的分析结论。

在进行甄别、调查和分析时，通常需要运用专业的法律手段，按照合法的程序，采取合法的措施，既保护举报人的安全，也不能侵害被举报人的合法权益；对取得的证据要从真实性、关联性、合法性进行分析、核实，必要时需要与举报人、第三方证人进行核实并给予被举报人充分的陈述、说明和辩解的机会。因此，实务中，多数企业会在此阶段委托律师、会计/审计人员、第三方调查机构等与企业法务、合规部门合作，开展上述调查工作，以确保调查过程的专业性以及调查结果的合法性和有效性。

三、合法合规处理、及时反馈调查及处理结果

为避免“吹哨人”制度流于形式或者被恶意滥用，合规责任人应当尽可能迅速完成甄别、调查、核实，并依据法律、规章制度迅速采取措施进行处理，及时将甄别、调查结果向相关人员反馈。

经调查、核实，被举报人的违法、违规行为事实清楚、证据充分、确实的，合规责任人应当及时向公司相关机构（总经理、监事会、董事会等）报告，依据法律、公司的规章制度提出处理意见，对被举报人作出相应的处分决定，并协调相关部门及时予以执行。对于涉嫌严重违法、犯罪行为，应当及时依法向相关国家机关进行检举、举报，协助国家机关依法采取措施。同时，合规责任人应当将调查、处分的结果如实告知举报人，对提供重大线索的有功举报人应当表示感谢并予以奖励。对于被举报人的违法、违规行为事实不清、证据不足，合规责任人确认不能进行处分的，应当及时将不能予以处分的原因和结果告知举报人。

四、对举报人予以保护及适当奖励

中国现行法律法规对“吹哨人”制度的规定，其核心内容之一是对“吹哨人”的严格保护，并对有功的举报人予以奖励。企业应当建立配套的保密

1. 係る証拠又は証拠の手がかりとなる情報を可能な限り通報者から取得すること。
2. 通報者から提供された証拠又は証拠の手がかりとなる情報を分析し、判別すること（被通報者の法律法規違反行為の度合い、想定される結果等についての専門家による分析を含む）。
3. 適法で実行可能な調査方案を策定し、しかるべき調査措置を講じ、係る証拠の収集・裏付けを行う。
4. 調査により取得した証拠について専門的な分析を行い、係る行為が法律・規則に違反するか、又は刑事犯罪を構成するかについて、定性的な結論を下す。係る行為による危害の度合いについて定量的な分析結論を下す。

判別、調査、分析をするにあたっては、通常、専門家による法的手段を駆使し、適法な手続きに基づき、適法な措置を講じる必要があり、通報者の安全を守るだけではなく、被通報者の適法な権益も侵害されてはならない。取得できた証拠については、信憑性、関連性、適法性から分析と確認を行い、必要に応じて、通報者、第三者証人に対して事実確認を行い、被通報者には陳述、説明、弁解の機会を十分に与える。よって、調査過程における専門性及び調査結果の適法性と有効性を確保するために、実務上、多くの企業はこの段階で弁護士、会計士/税理士、第三者調査機構等に対し、企業の法務、コンプライアンス部門と協力し上記の調査業務を実施するよう依頼している。

三、適法に処理し、調査と処理の結果を速やかにフィードバックすること

「ホイッスルブLOWER」制度が形骸化し、又は悪意に濫用されてしまうことを防ぐためにも、コンプライアンス責任者は判別、調査、事実確認を可能な限り速やかに行い、法律、規則制度に基づいて措置を講じて処理し、判別・調査の結果を関係者へフィードバックしなければならない。

調査、事実確認の結果、被通報者の法律法規違反行為について、事実がはっきりしており、証拠が十分であり、事実であることが確かな場合、コンプライアンス責任者は会社の関係機構（総経理、监事会、董事会等）へ速やかに報告し、法律、会社の規則制度に基づき、その取扱について意見を提供し、被通報者に対して処分の決定を下し、係る部門を調整して速やかに実施するようにしなければならない。重大な違法、犯罪の疑いのある行為に対しては、法に依拠して係属国家机关へ遅滞なく告発し、通報しなければならない。また同時に、コンプライアンス責任者は、調査、処分の結果を事実通りに通報者に伝えなければならない。重要な手がかりとなる情報を提供し、功績のある通報者に対しては感謝の意を表し、奨励しなければならない。被通報者の法律法規違反行為について、事実がはっきりしておらず、証拠が足りず、処分できないことをコンプライアンス責任者が確認した場合は、その原因と結果を通報者に伝えなければならない。

四、通報者を保護し、適宜に奨励すること

中国の現行する法律法規における「ホイッスルブLOWER」制度に関する規定を見ると、その核心の一つは、「ホイッスルブLOWER」を厳格に保護し、且つ功績のある通報

制度和保密措施，并与合规责任人以及参与合规调查、执行的员工签订严格的保密协议、落实保密措施，在对违法、违规行为调查的全过程以及进行处理后的任何时间，都必须对举报人的信息予以严格保密，防止任何举报信息泄露，既然鼓励“吹哨人”举报并协助调查，就必须对其人身安全予以足够保障，尽可能减少举报对其工作、生活的影响；同时，对被举报人涉嫌的违法、违规行为以及调查获取的相关证据也应当予以严格保密，避免因调查侵害被举报人的合法权益。其次，企业要对敢于向举报人进行打击报复、侮辱、威胁、歧视、骚扰的相关人员予以严厉的处罚，杜绝打击报复现象。

为了鼓励知情人举报、检举违法违规行为，应当设置对有功举报人员进行奖励的制度并在企业内部公布实施。对提供重要证据或线索、协助合规责任人查清案件的有功举报人，依照规章制度予以适当的奖励。其次，对于主动承认并改正错误、消除影响，检举揭发其他违法、违规行为的被举报人，可以酌情予以从轻、减轻或免除处分。

五、对恶意举报、诬告陷害他人的行为予以严肃处理

在接待举报时，合规责任人应当告知举报人享有的权利以及如实反映问题、配合提供证据或证据线索的义务，并告知举报人恶意举报、诬告陷害他人需要承担的法律责任和法律后果。一方面表示企业对如实举报的鼓励态度，另一方面也要表示企业对举报行为和举报事实的严肃、审慎的态度。

经调查，如果确有证据证明系举报人恶意举报，涉嫌诬告、诽谤的情形，合规责任人应当及时向公司相关机构报告，依据法律、公司的规章制度对举报人作出相应的惩罚处分，并将调查和处分结果通知被举报人，及时采取措施，消除影响，为被举报人恢复名誉。

结语：目前，中国政府出台《指导意见》，提倡建立“吹哨人”制度，这将有利于扩大公众参与、弥补监管缺陷，提升监管的针对性和实效性。企业作为市场的参与者、作为社会的一份子，可以进行有益的尝试，但应当意识到，落实这一制度仍然存在很多的困难和障碍：一方面举报者、“吹哨人”被打击、报复、歧视的情况时有发生；另一方面，恶意诬告陷害屡禁不止；另外，还存在文化方面、制度方面

者进行奖励。企业是附带秘密保持制度及秘密保持措施を設け、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス調査・実施に参加している従業員と厳格な秘密保持契約書を締結し、秘密保持措置を着実に実行し、法律法規違反行為を調査する全過程及び処置した後、いつでも通報者の情報を厳に秘密に保持し、いかなる通報情報の漏えいも防止しなければならない。「ホイッスルブLOWER」による通報及び調査への協力を奨励するならば、その人身の安全を十分に保障すべきであり、通報したことで就業、生活に支障をきたすことを可能な限り減少させるとともに、被通報者の法律法規違反の疑いのある行為及び調査で得た証拠についても、厳格に秘密を保持し、調査により被通報者の適法な権益が侵害されないようにしなければならない。また、企業は、通報者に対して報復、侮辱、脅迫、不当な扱い、ハラスメント行為を行うような関係者を厳しく処罰し、報復が行われるといった現象を防がなければならない。

不正を知る者による法律法規違反行為の通報、告発を奨励するために、功績のある通報者奨励制度を設け、企業内部で公布、実施するようにしなければならない。重要な証拠又は手がかりとなる情報を提供し、コンプライアンス責任者に協力して事案の真相を解明した、功績のある通報者に対しては、規則制度に照らして適切に奨励しなければならない。また、過ちを自ら認め、且つ是正し、影響を解消し、その他法律法規違反行為を告発した被通報者に対しては、情状を酌量して、軽きに従い処分するか、処分を軽減するか、又は処分を免除するのもよい。

五、悪意ある通報、他人を陥れるための誣告行為を厳粛に処理すること

通報を受けた際には、コンプライアンス責任者は通報者の享有する権利、及び事実通りに問題を反映し、証拠又は証拠の手がかりとなる情報の提供に協力する義務があること、並びに悪意ある通報、他人を陥れるための誣告行為に負わなければならない法的責任及び法的結果を通報者に伝えなければならない。企業は事実通りに通報することを奨励する姿勢を見せながら、通報行為及び通報事実に対する厳粛且つ謹慎な態度も示す必要がある。

調査の結果、通報者に悪意ある通報、誣告、中傷の疑いがあることを証明できる確かな証拠がある場合、コンプライアンス責任者は遅滞なく会社の関係機構へ報告し、法律、会社の規則制度に基づき、通報者に対してしるべき懲戒処分を行い、且つ調査及び処分の結果を被通報者に通知し、影響を取り除き、被通報者の名誉を回復させる措置を速やかに講じなければならない。

終わりに：現在、中国政府が公布した「指導意見」では、「ホイッスルブLOWER」制度の構築を提唱しており、このことは、公衆の参与を高め、監督管理上の欠陥を補い、監督管理の的確性と実効性の向上に有益である。企業は市場の参与者及び社会の一員として当該制度を前向きに試行することができるが、この制度を貫徹させるうえでは、多くの困難や障害がまだ存在していることを意識しておかなければならない。つまり、通報者、「ホイッス

的差异和影响。如何建立、健全企业内部的“吹哨人”制度，发挥制度优势，保障企业的良性合规运作，规避其可能引发的风险，是企业合规管理的一个重大课题。我们也将继续关注相关政策方向和导向，协助企业建立健全并妥善运用“吹哨人”制度。

（里兆律师事务所 2020 年 03 月 20 日编写）

「ブルブローワー」が叩かれ、報復を受け、不当な扱いを受けることがよくある一方で、悪意ある誣告、謀略もどれだけ禁じてもなくなることはない。さらには、文化、制度の方面での違いや影響も存在していることから、企業内部の「ホイッスルブローワー」制度を如何に構築し、健全化し、制度の優位性を発揮して企業の良好なコンプライアンスの実施を保障し、生じ得るリスクを回避できるかが、企業のコンプライアンス管理上、一つの重要な課題である。筆者も、係る政策の方向性及び動向に関心を払いながら、企業が「ホイッスルブローワー」制度を構築し、適切に運用していくうえで協力していきたい。

（里兆法律事務所が 2020 年 3 月 20 日付で作成）